

「〇〇〇〇〇〇〇〇（施設名）」における
水害時の避難確保計画

作成年月日：令和 3 年 月 日

（改訂年月日：令和 年 月 日）

1 目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づき、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（施設名）」利用者の水害時（洪水・高潮）の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

2 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨・洪水・高潮注意報発表 ・台風接近等で大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 ・当施設の地区に高齢者等避難の発令	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資機材の準備	避難誘導要員
		保護者・利用者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨特別警報発表 ・高潮警報・高潮特別警報 ・記録的短時間大雨情報発表 ・当施設の地区に避難指示の発令	施設内全体の避難誘導 （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。）	避難誘導要員

3 情報収集及び伝達

（1）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、河川水位情報	テレビ（データ放送）、ラジオ、インターネット（気象庁 HP、大阪府 河川防災情報）等
高齢者等避難、避難指示	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、市 HP、Facebook、X（旧 Twitter）、テレビ（データ放送）等

- ・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、危険な前兆が無いかなど、施設内から確認する。

(2) 情報伝達

別紙1「緊急連絡網」に基づき、気象情報、避難情報等を施設内関係者間で共有する。

4 避難誘導

(1) 避難基準

貝塚市から「高齢者等避難」の発令があった場合に避難を開始する。

(2) 避難場所

①屋外への避難

水害時の避難場所は、「名称：○○○○○ 住所：○○○○○○○○○○」とする。

②屋内での避難

周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の○階の○○○（建物内のより安全な場所）へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

(3) 避難経路

①屋外への避難

別紙2「避難経路図（屋外避難）」のとおりとする。

②屋内での避難

別紙3「避難経路図（屋内避難）」のとおりとする。

(4) 避難誘導

- ・避難にあたっては、どこへ、どうやって避難を開始するのかを施設職員、利用者等に周知する。
- ・屋外へ避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・施設からの退出など避難が概ね完了した時点で、未避難者の有無を確認する。

(5) 避難方法

①屋外への避難

車両（又は徒歩等）による避難とする。

車両による移動：車両○台 ○人（利用者○人、施設職員○人）

徒歩等による移動：○人（利用者○人、施設職員○人）

②屋内での避難

徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。（停電時はエレベーターが停止することに留意する。）

5 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備または資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、紙おむつ、常備薬、施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具

6 防災教育及び訓練の実施

- （１）毎年○月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- （２）毎年○月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。